

令和5年度ESGリーダ促進事業

Q&A編

令和5年6月

■ 契約編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
1-1	対象リース契約	購入選択権付リースの場合、補助金対象のリース料とは？	リース料総額が対象。残価は含めない。
1-2	対象リース契約	購入選択権付リースで、残価分を月々のリース料とともに積み立てる方式は対象にしてよいか？	月々積立や残価と同額を保証金として預かる方法などは対象としない。
1-3	対象リース契約	残存価額設定リースは補助対象となるか。	補助対象となる。ただし、補助金額はリース契約書に記載されるリース料支払総額を対象金額とする。
1-4	対象リース契約	残存価格について第三者保証を締結しているリースは補助対象となるか。	通常の残価設定型リースの取扱いと同じ。
1-5	対象リース契約	リース先が他社に対象機器を無償貸与する場合には補助対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・無償・有償に関わらず、以下の3つの条件を全て満たしている場合に限り補助対象とする。 ①関係会社（最終使用者）は、リース先との間に出資又は人的関係があること。具体的には、議決権の過半数を所有している又はリースを受けた会社等の役員・使用人が代表権を有することをいう。 ②リース先と関係会社（最終使用者）の両者が補助対象となるリース先の要件を満たしていること。 ③指定リース事業者が対象機器の設置場所を把握していること（日本国内に限定） ・補助対象は指定リース事業者とリース先との間のリース契約となる。
1-6	対象リース契約	リース事業者による転リースは補助対象となるか。	<p>原則、リース事業者間の転リースについては、対象機器の使用者とのリース契約のみを補助対象とするため、使用者と直接リース契約を締結したリース事業者のみが補助金交付を受けられる。但し、合理的理由がある場合は補助対象とする場合がある。従い、その場合は機構に相談のこと。</p>  <pre> graph TD M[メーカー等] -- 購入 --> LC[リース事業者等] LC -- "リース契約 (補助対象外)" --> DLS[指定リース事業者] DLS -- "リース契約 (補助対象)" --> R[リース先] </pre>
1-7	対象リース契約	割賦契約は補助対象となるか。	補助対象外。補助対象はリースに限定。
1-8	対象リース契約	機器の法定耐用年数10年、リース期間7年に対し、リース料の回収期間を5年とするような変則な均等返済方法を取った場合も補助対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象となる。但し、その場合は、信用保険が付保できない。 ・ただし、補助金によるリース料の低減は、リース料支払期間内に行う必要がある一方で、補助金返還義務はリース契約の全期間に及ぶため、リース料回収以降についてもリース期間終了までは指定リース事業者者に補助金返還義務がある。
1-9	対象リース契約	リース契約の対価に含まれる手数料とはどのようなものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・与信行為に伴う調査費用等。基本的には調達コストを含め借入でいうところの利息相当部分に含まれるもの。 ・メンテナンス費用、レベルアップ等による解約金等は含まれない。
1-10	対象リース契約	前払リース料がある場合何か月分までの前払リース料が、均等分割払いの要件を満たすのか。	<p>3ヶ月分までとする。</p> <p>本件は、原則となっているので、3ヶ月を超える場合も申請は可能。但し、その場合は、信用保険が付保できない。</p>

■ 契約編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
1-11	対象リース契約	補助率、補助金額の考え方は。	<ul style="list-style-type: none"> ・適格要件、加点要件より1～6%の補助金を支給。 ・補助金額は（総リース料－（対象外金額：残価、既存機器費用等））×補助率となる。 ・消費税は含まない。 ・詳細は「脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業実施要領」並びに「補助金申請の手引き」参照のこと。
1-12	対象リース契約	ESGリース対象機器で補助率1%～4%の機器があるが。	対象機器分類により補助率が異なる。機器分類別の補助率は、「脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業実施要領」で確認のこと。
1-13	対象リース契約	リース料総額を対象とする補助金とあるが、再リース料は含まれるか。	再リース料は含まれない。当初リース期間の支払リース料のみが補助対象となる。
1-14	対象リース契約	リース料総額を対象とする補助金とあるが、消費税分は含まれるか。	消費税は含まれない。
1-15	対象リース契約	メンテナンスリースについて 顧客にリース料と保守料の内訳を一切開示しておらず、契約書にもリース料と保守料を合算表記する場合、補助金申請時に機構に対して、リース機器本体と保守料のそれぞれの内訳金額がわかる見積を提示すればリース機器本体は補助対象として、補助金は交付されるのか。	補助金総額確定に際し、契約先にその算出根拠をクローズすることはできない。 また、契約先に対し、補助金総額を契約書に記載することが必須条件となる。 以上を踏まえ、契約先に対し、補助金額の算出根拠等リース会社が責任を負うことが機構として確認が出来る証憑がある場合は、補助対象とすることがある。
1-16	対象リース契約	リースバックは補助対象となるか。	補助対象となる。補助対象案件は、検収日が令和5年4月1日以降で検収日から3カ月以内の契約であり、証憑として契約書（協定書）、注文請書、借受証、領収書、物品受領書等を必要とする。
1-17	対象リース契約	リースバックの場合、リース先が検収を上げていても、支払が検収未日起算60日や90日手形など、リース会社側でリースバックを検収しても、原契約の支払が後になってしまう場合がある。その場合の検収日の考え方並びに提出証憑について教えてほしい。	ESGリースにおいて、借受日が物件の引き渡し（受領）とみなしている。 また申請時に証憑等が揃わない場合は、その旨を申請書等に記載し、後送の事。
1-18	対象リース契約	<ul style="list-style-type: none"> ・リースバック3カ月以内の契約とは、元の売主からの納品日基準という理解でよいか。 ・また、元の売主との間で3月31日以前に売買契約が締結されていても納品日が4月以降であれば対象になるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リース先との検収日と考える。 ・但し、リース先が原価償却をすでに行っている場合は、中古品となるため、補助対象外となる。 ・補助対象となる。
1-19	対象リース契約	地方自治体によるリースに係る補助金は併用可能か。 また、併用可能な場合、補助金を計算する際に、地方自治体の補助金は補助金算定の基準額から控除する必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・国による他の補助金との併用は不可。 ・地方自治体の独自財源による補助金制度であれば併用は可能。この場合補助金算定の基準額から控除する必要はない。
1-20	対象リース契約	対象機器と対象外機器の両方を含むリース契約では、1契約当たりのリース契約の上限額2億円、下限額65万円は対象機器のみの合計額でよいのか。	対象機器と対象外機器の両方を含むリース契約では、対象機器分のみの合計額で65万円以上2億円以内であること。
1-21	対象リース契約	対象機器分の総リース料の下限、上限額は、個人事業主、事業者で異なるのか。	対象機器分の総リース料の下限、上限は、個人事業主、事業者共に65万円以上2億円以内。
1-22	対象リース契約	1リース契約のうち補助対象機器部分の契約額が2億円超のリース契約について、上限額2億円までは補助対象となるか（例：1リース契約で補助対象機器部分の総リース料3億円の場合、うち2億円部分の補助金申込みが可能か）。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象外。 ・補助対象機器が一体で脱炭素化を達成するとの観点から、一契約において補助対象機器の部分のみを補助対象として考えることは行なわない。

■ 契約編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
1-23	対象リース契約	リース先が導入機器の最終使用者として、関係会社に賃借等で使用させる場合のリースの取り扱いについて。	<p>・以下の3つの条件を全て満たしている場合に限り補助対象とする。</p> <p>①関係会社（最終使用者）は、リース先との間に出資又は人的関係があること。具体的には、議決権の過半数を所有している又はリースを受けた会社等の役員・使用人が代表権を有することをいう。</p> <p>②リース先と関係会社（最終使用者）の両者が補助対象となるリース先の要件を満たしていること。</p> <p>③指定リース事業者が対象機器の設置場所を把握していること（日本国内に限定）</p> <p>・補助対象は指定リース事業者とリース先との間のリース契約となる。</p>
1-24	対象リース契約	官公庁との契約で見られる「第三者貸付方式」による契約形態は補助対象となるか。	本事業では賃貸借契約が三者間契約となる「第三者貸付方式」は補助対象外。
1-25	対象リース契約	リース事業者による協調リースは補助対象となるか。	協調リースについては、補助対象外とする。
1-26	対象リース契約	指定リース事業者とその関係子会社のリース会社が共同賃貸方式によりリース先にリース契約を行う場合は、補助対象となるか。	協調リース同様に補助対象外とする。
1-27	対象リース契約	交付申請日について教えてほしい。	ESGリース促進事業開始日以降から、令和6年3月15日jGrantsにおいて17:00までに行った申請を対象とする。
1-28	対象リース契約	補助対象となる期間を教えてほしい。	検収日が、令和5年4月1日～令和6年3月19日が対象となる。但し、リース契約書の内容が令和5年度「ESGリース促進事業」の内容に則したものとなっていることが前提である。
1-29	対象リース契約	利用申込書の日付けはいつからか？	ESGリース促進事業開始以降の日付けとなる。
1-30	対象リース契約	リース料回収方法について。早期回収は可能か。	利用者に不利にならない様に返還すれば補助対象となる。
1-31	対象リース契約	サプライヤー（売主）とリース契約者（借主）がグループ会社である場合、ESGリース契約は対象になるのか。サプライヤーが親会社、契約者が子会社のケース。	サプライヤー（売主）とリース契約者（借主）がグループ会社である場合でも対象となる。
1-32	対象リース契約	リース先が他社に間借りしている事業所があり、リース先従業員が当該事業所で対象機器を使用している場合、交付申請時の説明資料として、会社案内やH Pなどで設置場所とリース先との関係を説明する確証を提出すればよいのか。	会社案内やH Pなどで設置場所とリース先との関係を説明する確証を提出のこと。
1-33	対象リース契約	補助金申請の際は、補助金対象と対象外で契約を分けて対応することは可能か。	<p>対象製品において本体金額が50%超との基準がある。</p> <p>対象外が50%超なることにより、契約を分けることでその基準を満たすようにする場合は、補助対象外となる。</p> <p>それ以外の目的で、補助対象と対象外を分けた申請は補助対象となる。</p>

■ 契約編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
1-34	対象リース契約	<p>「電気自動車」、「燃料電池自動車」の取り扱いについて教えてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基準適合チェックシート」・「確認資料」は不要でよいのか。 ・自動車の契約は、ディーラーからの見積書について、宛名をリース先のままとしている。自動車の契約については、「注文請書」でよいのか。 ・自動車リース契約のリース料に含める諸費用について、以下の項目を含んだリース料で問題ないか。 <ul style="list-style-type: none"> ①環境性能割（旧取得税） ②自動車税（リース期間分） ③重量税（リース期間分） ④自賠責保険料（リース期間分） ⑤任意保険料（リース期間分） ⑥リサイクル料 ⑦登録手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込書のみの提出でも可。 ・「注文請書」でも可。 ・⑤を除き、全てOK。
1-35	対象リース契約	補助対象物件が自動車の実績報告書を提出する際の添付書類を教えてください。また、車検証は必要ないか。	借受証のみで、車検証の添付は必要ない。
1-36	対象リース契約	利用申込書と契約書の住所について一方に「大字」「字」と入っているが、この部分までも一致させないといけないのか。大字、字が入っている以外はすべて一致している。	住所の表記で大字、字は、契約書、利用申込書で、どちらかにあってどちらかになくても可。
1-37	対象リース契約	交付申請書の提出期日を教えてください。	令和6年3月15日jGrantsdeで17:00までに申請した申請書を対象とする。
1-38	対象リース契約	第4回支払い補助金確定における実績報告書の提出期日を教えてください。	令和6年3月19日jGrantsで13:00までに報告した実績報告書を対象とする。
1-39	対象リース契約	リース契約期間満了後の取扱いについて教えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業はリース期間の終了をもって補助の目的を達成したこととなる。 ・なお、補助対象となるリース期間は当初リース期間であり、再リース期間は含まない。 ・よって、当初リース期間の終了時や中途解約等で補助金の返還等が完了し補助の目的が終了した場合、および再リースが終了した場合には、リース物件の処分(含む売却)は指定リース事業者の判断で行うことが可能。

■リース先編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
2-1	対象リース先	中小企業の定義について。	<p>中小企業の区分の基準は次のいずれかの要件に該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本基準とし、中小企業は資本金 3 億円以下の企業とする ・厚生労働省受療行動調査における病院の表章区分の中・小病院及び医療法における医療提供施設とする。 <ul style="list-style-type: none"> ◆中病院…特定機能病院を有する病院を除いた一般病院で、病床規模が100床～499床の病院 ◆小病院…特定機能病院を有する病院を除いた一般病院で、病床規模が20床～99床の病院 <p>※一般病院とは、特定機能病院、精神病院、結核療養所を有する病院、老人病院以外の病院 ※詳細は、「補助対象先医療機関一覧」を参照のこと。</p>
2-2	対象リース先	医療法における医療提供施設の一部について。	<p>医療法における病院、診療所、クリニック、調剤薬局、介護老人保健施設等で、当該施設の対象法人全体におけるベット数499床以下が対象となる。 ※詳細は、「補助対象先医療機関一覧」を参照のこと。</p>
2-3	対象リース先	学校法人、出資組合法人(マンション管理組合等) は対象リース先となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金の定義がないこれらの団体は医療法人等の一部を除いて、リース先の補助対象外。 ・なお、これら団体の代表者名義でリース契約を締結したうえ、これら団体に賃借等で使用させるようなケースは、設備の最終利用者が本事業のリース先の要件を満たしていないことから補助対象外。
2-4	対象リース先	農業協同組合・連合会等は対象リース先となるか。 (税制等では協同組合は中小企業に分類される)	<p>会社法上の会社及び医療法人等の一部に限定していることから、これらの団体をリース先とするものについては補助対象外。</p>
2-5	対象リース先	資本金の定義のない社会福祉法人は対象リース先となるか。	<p>補助対象外とする。</p>
2-6	対象リース先	親会社の資本金が3億円超でも、ESGリースを利用するリース先が資本金3億円以下の会社法上の会社であれば対象リース先となるか。	<p>リース先が、資本金3億円以下の会社法上の会社であれば対象リース先となる。また、連結並びに関係会社も対象リース先となる。</p>
2-7	対象リース先	対象リース先の基準には、上場・非上場の判断基準はあるか。	<p>株式の上場・非上場による対象リース先の基準はない。</p>
2-8	対象リース先	レンタル事業者は対象リース先となるか。	<p>不特定多数を相手にレンタルすることを業とする事業者の場合、レンタルする機器は対象外。但し、事業者が自ら使用する機器のみ対象とする。(本補助金事業は、契約先が利用する場合のみ利用が可能であり、営利目的での利用は補助対象外となる。)</p>
2-9	対象リース先	政府機関、地方公共団体に準ずる機関とはどのような機関か。	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人、独立行政法人、地方公営企業、地方公社、地方独立行政法人が該当。 ・また、政府機関、地方公共団体、上記団体が出資する法人からの出資割合が単独または合計で50%を超える法人も該当。

■リース先編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
2-10	対象リース先	リース先の対象業種は限定されているか。	以下の業種は補助対象外とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業の許可を得ている飲食業 ・性風俗関連特殊営業 ・遊技娯楽業のうち風俗関連事業 ・競輪、競馬の関連業種。パチンコホール、スロットマシン場、競輪・競馬予想業 他 その他、判断に迷う際には機構まで連絡すること。
2-11	対象リース先	リース先の加点の考え方について。	・リース先の加点に関しては、サプライチェーン上の中小企業の脱炭素化に対する取組における加点要件を満たす証憑等（2-14参照）を必要とする。
2-12	補助金申請全般	適格要件、加点要件の証憑とはどのようなものか。また、誓約書の見本はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業ホームページに掲載されている内容、企業内外で使用、利用されている資料・文書、自社作成の文書等要件を裏付け出来る資料の提出が必要。 ・誓約書の見本様式は機構ホームページに掲載。
2-13	対象リース先	申請前に適格要件、加点要件の確認をしてもらえるのか。	申請前に確認を行っている。
2-14	対象リース先	環境経営マネジメント等の具体的な事例を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14000シリーズ ・エコアクション2.1 ・第三者が認める環境マネジメントシステム ・独自策定の環境マネジメントシステム ・エコステージ ・KES ・取引先との環境協定書 ・グリーン経営認証 ・自治体等取組むESG提携 等
2-15	対象リース先	企業内で環境経営マネジメントを取得している事業所と取得していない事業所がある場合、加点の判断はどうなるか。	環境経営マネジメントを取得している事業所に準ずる旨の証憑等を提出すれば環境経営マネジメントを取得していない事業所も加点となる。
2-16	対象リース先	リース先がESGに関わる取組等を行っていない場合、本事業は利用出来るのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在リース先がESGに関わる取組等を行っていない場合でも、指定リース事業者の適格要件でリース先が取組ことを了承できた場合、申請を可能とする。了承を得た場合は、申請書上のチェック項目を確認済にすることで誓約書及び適格要件に関わる証憑等は省略できる。 ・リース先から、指定リース事業者の適格要件での取組の了承を得ることが出来ない場合は、リース先から今後、適格要件を実施することを確約する証憑（機構作成の誓約書又は任意の書式等）を機構に提出することにより、本事業の利用が可能となる。

■リース先編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
2-17	対象リース先	「サプライチェーン全体として脱炭素化に向けた取組が行われており、大企業等からの要請、支援を受け、サプライチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている。」という取り組みと、「脱炭素化に向けた自主目標を設定し、その達成に向けて取り組んでおり、サプライチェーンの脱炭素化に自主的に貢献している。」という取り組みの具体例を教えてください。	「サプライチェーン全体として脱炭素化に向けた取組が行われており、大企業等からの要請、支援を受け、サプライチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている。」という取り組み ・自動車製造会社、電機製造会社、ゼネコン、百貨店、プラント会社等の主体のサプライチェーン（購入、製造、物流、廃棄、リサイクル業者含めた）等 「脱炭素化に向けた自主目標を設定し、その達成に向けて取り組んでおり、サプライチェーンの脱炭素化に自主的に貢献している。」という取り組み ・大手に属さない又は独立系の中小企業が自らの目標値を設け、サプライチェーンに参加している場合で、クリニック、商業・飲食店舗、印刷会社、運送会社 等
2-18	対象リース先	ESGリースにおける「対象となるリース先」の中に「サプライチェーン上の脱炭素化に資する以下の取組を行っている者とする。」との要件があるが、下記2例は「以下の取組」の範疇に入るのか。 例1) 不動産事業者で事務所を大手プレハブメーカーの関連会社に賃貸している企業 ⇒ 不動産賃貸業で大企業のサプライチェーン排出量削減若しくは自社の削減取組を実施している場合 例2) 製品を運ぶ物流会社 ⇒ 物流事業者で大企業のサプライチェーン排出量削減若しくは自社の削減取組を実施している場合	関連する大企業の方針に準拠又は契約先自ら取組設定、実行を誓約・確認を契約先にできれば、適格要件の対象とします。その場合、削減取組がわかる証憑を提出のこと。
2-19	対象リース先	賃貸ビルオーナーが所有する賃貸ビルの空調機を更新する際に、ESGリースが対象になるのか。（賃借人は関係会社ではない。）	契約先が賃貸ビルオーナーで、機器設置場所が賃貸ビルオーナーの所有する賃貸ビルの場合は補助対象とする。
2-20	対象リース先	医療施設にける適格・加点要件はどのような事例があるのか。また、サプライチェーンの事例も教えてください。	医療施設が取り組み方針、目標を設定している、また、取引先（リース事業者、廃棄業者、物流業者、薬剤等出入り業者）、地域（医療施設間、地域自治体）と連携して目標設置している事例がある。
2-21	対象リース先	交付規程には中小企業の定義が、中小企業基本法上の「会社」である、「中小企業者の範囲」「小規模企業者」としてはいますが具体的に教えてください。	実施要領、補助金手引き記載の通り、資本金基準とし、中小企業は資本金3億円以下の会社法上の会社とする。

■ 機器編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
3-1	対象機器	取得価額の定義について。	<p>・次の各金額の合計額とする。</p> <p>①脱炭素設備本体の購入価額（サプライヤーがメーカーから仕入れる時の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料又は関税その他脱炭素設備の購入のために要した費用がある場合には、それらの費用を加えた額）</p> <p>②脱炭素設備の付属品・オプションの購入価額</p> <p>付属品・オプションは、脱炭素設備に付属しており当該補助対象設備と一体となって機能するものであること。</p> <p>③脱炭素設備を事業の用に供するために直接要した据付費等の費用</p> <p>但し、上記②と③の金額の合計値が、①の購入価額を超えないものであること（①\geq（②+③））。</p> <p>① < （②+③）となる契約は、補助対象外とする（リース契約の一部についても補助を行わない）。</p>
3-2	対象機器	取得価額には、対象機器に係るメンテナンス費用等も含まれるか。	メンテナンス費用、レベルアップ等による解約金等については、補助対象外とする（メンテナンス付リースの場合は、メンテナンス費用を明示したうえ、メンテナンス費用を除いた部分のみを補助対象とする）。
3-3	対象機器	（対象機器の周辺機器について） 単体では補助対象外となる周辺機器でも、対象となる機器本体と同時に導入する場合（リース契約となる場合）は、補助対象に含まれるか。	<p>・以下の条件を満たすものについては、補助対象となる。</p> <p>①補助対象機器に付属しており当該補助対象機器と一体となって機能するものであること。</p> <p>導入する周辺機器でESGリース促進事業の対象となるか不明な場合には、機構に問合せのこと。</p>
3-4	対象機器	どのようなものが対象外になるか。	<p>【工作機械】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キュービクル（受変電設備）及びその設置・工事費用、金型 <p>【鍛圧機械】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金型 <p>【ボイラ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台数制御装置（但し、既存ボイラと新規ボイラを制御する場合のみ対象外、補助対象の新規複数台のボイラのみを制御する場合は対象）、燃料貯蔵設備（バルク貯蔵設備） <p>【熱電併給発電設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電量・熱需要量等の見える化に係る装置 <p>【業務用エアコンディショナー、ガスヒートポンプエアコン、冷媒用コンデンシングユニット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存設備の冷媒回収・処理費用 <p>【建設機械】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アタッチメント <p>【自動車】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンス費用

■ 機器編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
3-4 (つづき)	対象機器	どのようなものが対象外になるか。	<p>【医療機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象機器本体と接続するシステムへの他機器接続費用や既存のシステムとの接続接続費用 漏洩線量測定費用やX線管理区域表示（標識、銘板等） 製品本体の標準構成に含まれていない保守契約費用や保証費用 製品パネル写真費用 主に大型の医療機器（CT、MRI等）で、設置する部屋の改装の工事（電源工事、電波シールド工事、X線遮蔽工事） アンチウィルスソフトウェア等のライセンス費用 棚や椅子、机等の什器 MRI等で既存マグネットを利用したアップグレード製品 <p>【分析機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> 試薬リース <p>【全対象機器分類共通】</p> <p>既存設備の撤去・処分・移動費用、対象設備を導入するための既存設備の改造費用、基礎工事、消耗品、教育・研修費、官庁申請費用</p>
3-5	対象機器	対象機器本体の価格が、補助対象分の価格の50%未満の場合、付属品・オプション等を対象外として申請は可能か？	対象機器本体が補助対象全体の50%以上の条件を満たすために、本来補助対象とすべき付属品・オプション等を対象外として申請することは不可。
3-6	対象機器	リース契約日前に設置に向けた機器の導入工事が開始されている場合も補助対象となるか。	工事の開始は、原則契約後になることが一般的と思われる。そのような場合は、当機構に問い合わせのこと。
3-6	対象機器	ESGリース促進事業の対象機器の基準はどこで確認できるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の専用ホームページで確認が可能。 <p><対象機器の検索方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業の専用ホームページを開く（https://esg-lease.or.jp/） ページ左側の「対象機器の品目分類一覧」をクリック 各対象品目横の「ダウンロード」をクリック

■ 機器編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
3-7	対象機器	ESGリース促進事業の対象機器の型番情報はホームページのどこで確認できるのか。	<p>・本事業の専用ホームページで確認が可能。</p> <p><対象機器の検索方法></p> <p>※電気自動車、燃料電池自動車、射出成形機、医療画像機器、分析機器以外</p> <p>①本事業の専用ホームページを開く（https://esg-lease.or.jp/）</p> <p>②ページ左側の「対象機器一覧検索」をクリック</p> <p>③「低炭素投資促進機構ホームページで対象機器を検索」をクリック</p> <p>④低炭素投資促進機構ホームページ内の「対象機器の検索はこちら」をクリック</p> <p>⑤型番検索サイトが別ウインドウで開く</p> <p>（注）1.射出成形機は、令和5年10月1日からリース信用保険の対象に追加されるため、同日以降、低炭素投資促進機構ホームページ内で検索可能となる予定。</p> <p>2.型番検索サイトの掲載情報はメーカーからの出荷時の製品情報であり、補助金の申込に際しては実際に最終的に導入される製品が基準を満たす必要がある。このため、型番検索サイトの掲載情報では、最終的に導入される製品の仕様についての確認はできないことからあくまで参考情報である。</p> <p>※電気自動車、燃料電池自動車、射出成形機、医療画像機器、分析機器</p> <p>①本事業の専用ホームページを開く（https://esg-lease.or.jp/）。</p> <p>②ページ左側の「対象機器一覧検索」をクリック。</p> <p>③「電気自動車、燃料電池自動車」の欄に記載している「対象自動車はこちら」のリンク先の経済産業省「CEV補助金」の対象車両リストのうち、電気自動車、燃料電池自動車対象製品。</p>
3-8	対象機器	対象機器の追加登録は誰でも可能か。 （Aリース会社が、Bメーカーの製品を申請できるのか）	<p>・できない。</p> <p>・メーカー自らが原則工業会を通じて低炭素投資促進機構を経由して本事業の対象型番登録を行う必要がある。</p>
3-9	対象機器	海外メーカーの製品でも対象機器となり得るのか。	<p>・環境省の定める基準を満たしていれば補助対象機器となりうる。射出成形機、医療画像機器、分析機器は機構に問い合わせのこと。</p> <p>・なお、電気自動車、燃料電池自動車、射出成形機、医療画像機器、分析機器を除き、対象機器はリース信用保険の部分集合であることから、リース信用保険の対象機器として登録されることが前提（但し、令和5年10月1日以降、射出成形機はリース信用保険対象に追加となる）。</p> <p>・電気自動車、燃料電池自動車は、経済産業省「CEV補助金」の対象車両リストに登録されることにより対象となる。</p>
3-10	対象機器	（低炭素設備リース信用保険との関係について） リース信用保険対象開始日以前の対象機器は、本事業の補助対象となるか。	<p>・リース信用保険ではホームページ掲載日とは別に、リース信用保険対象開始日を設けている。</p> <p>・本事業では、リース信用保険対象開始日の前でも、低炭素投資促進機構による指定機構番号を取得しており、本事業の基準を満たす機器であれば補助対象となる。</p>

■ 機器編

No.	項目	ご質問内容	ご回答																														
3-11	対象機器	リース信用保険対象製品の低炭素法の告示改正が、令和5年10月1日に施行となるが、ESGリースの対象製品の基準に変更はないか。	<p>ESGリースの対象製品のうち、同告示と同一の基準で運用している以下の製品は、告示改正に合わせて基準が変更となる。また、その適用時期は、令和5年度事業開始当初から適用となる。変更後の基準は、令和5年度「脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業実施要領」参照のこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更内容</th> <th>対象製品分類</th> <th>改正前</th> <th>改正後（令和5年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">基準の強化</td> <td>・高効率業務用冷凍冷蔵庫</td> <td>冷凍機インバータ制御</td> <td>省エネ法トップランナー制度の効率基準適用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・高効率ショーケース</td> <td>冷凍機内蔵型：インバータ制御</td> <td>冷凍機内蔵型：省エネ法トップランナー制度の効率基準適用</td> </tr> <tr> <td>冷凍機別置型：LED等高効率照明</td> <td>冷凍機別置型：補助対象外</td> </tr> <tr> <td>・高効率電動機</td> <td>省エネ法トップランナー制度（省エネ法改訂前）</td> <td>省エネ法トップランナー制度（省エネ法改訂後）</td> </tr> <tr> <td>・高効率変圧器</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基準の追加</td> <td rowspan="3">・熱電併給型動力発生装置(コジェネ) ・ヒートポンプ熱源機</td> <td>効率基準</td> <td>効率基準の強化</td> </tr> <tr> <td>・内炎式バーナ、低輻射バーナ</td> <td rowspan="2">適用基準の追加（+ヒートポンプ加熱方式による廃熱回収装置を有するもの）</td> </tr> <tr> <td>・低輻射型ガス厨房機器 ・電磁誘導加熱方式</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・高効率射出成形機</td> <td>ESGリースのみ対象</td> <td>低炭素リース信用保険対象追加（但し保険適用は10月1日以降）</td> </tr> </tbody> </table>	変更内容	対象製品分類	改正前	改正後（令和5年度）	基準の強化	・高効率業務用冷凍冷蔵庫	冷凍機インバータ制御	省エネ法トップランナー制度の効率基準適用	・高効率ショーケース	冷凍機内蔵型：インバータ制御	冷凍機内蔵型：省エネ法トップランナー制度の効率基準適用	冷凍機別置型：LED等高効率照明	冷凍機別置型：補助対象外	・高効率電動機	省エネ法トップランナー制度（省エネ法改訂前）	省エネ法トップランナー制度（省エネ法改訂後）	・高効率変圧器			基準の追加	・熱電併給型動力発生装置(コジェネ) ・ヒートポンプ熱源機	効率基準	効率基準の強化	・内炎式バーナ、低輻射バーナ	適用基準の追加（+ヒートポンプ加熱方式による廃熱回収装置を有するもの）	・低輻射型ガス厨房機器 ・電磁誘導加熱方式	その他	・高効率射出成形機	ESGリースのみ対象	低炭素リース信用保険対象追加（但し保険適用は10月1日以降）
変更内容	対象製品分類	改正前	改正後（令和5年度）																														
基準の強化	・高効率業務用冷凍冷蔵庫	冷凍機インバータ制御	省エネ法トップランナー制度の効率基準適用																														
	・高効率ショーケース	冷凍機内蔵型：インバータ制御	冷凍機内蔵型：省エネ法トップランナー制度の効率基準適用																														
		冷凍機別置型：LED等高効率照明	冷凍機別置型：補助対象外																														
	・高効率電動機	省エネ法トップランナー制度（省エネ法改訂前）	省エネ法トップランナー制度（省エネ法改訂後）																														
	・高効率変圧器																																
基準の追加	・熱電併給型動力発生装置(コジェネ) ・ヒートポンプ熱源機	効率基準	効率基準の強化																														
		・内炎式バーナ、低輻射バーナ	適用基準の追加（+ヒートポンプ加熱方式による廃熱回収装置を有するもの）																														
		・低輻射型ガス厨房機器 ・電磁誘導加熱方式																															
その他	・高効率射出成形機	ESGリースのみ対象	低炭素リース信用保険対象追加（但し保険適用は10月1日以降）																														
3-12	対象機器	R5年度の告示改正に伴うESGリースの基準改正で、冷凍機別置型のショーケースは補助対象外となるのか。	<p>ESGリースの対象製品のうち、高効率ショーケースの基準は、省エネ法トップランナー制度の基準適合製品が対象となり、省エネ法記載の通り、冷凍機別置型のショーケースは補助対象外。</p> <p>一方、ESGリースでは、「冷媒用コンデンシングユニット」が補助対象製品であり、この本体価格が付属品、設置費用等の値引前の合計金額の50%以上を占めている場合、その合計金額を補助対象とするルールがある。付属品としてショーケースが含む場合でも、冷媒用コンデンシングユニットの金額が同条件を満たしている場合に限り、付属品としてショーケースを補助対象となる可能性がある。</p>																														
3-13	対象機器	LEDはリース適格品ではないのか。	対象外。																														
3-14	対象機器	エコキュートが対象外の理由を教えてください。	エコキュートは、政策コンテスト（H22年、元気な日本復活特別枠要望に係る政策コンテスト）の場で対象外となった為。																														
3-15	対象機器	空気圧縮機（エアコンプレッサー）が本補助金の対象機器になるのか。IE3モータを搭載。対象機器に「高効率電動機」とあるが、電動機自体なのか、当該電動機を搭載していれば良いのか不明。	ESGリース促進事業の対象製品分類で高効率電動機が含まれているが、補助対象となるのは電動機単体で、これを組み込んでいる製品であるコンプレッサーは、補助対象外となる。																														
3-16	対象機器	エコクレーンは、低燃費型建設機械としてESGリース促進事業の対象になるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・低燃費型建設機械のエコクレーンは対象外。 ・土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業の用に供される機械であって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたハイブリッド建設機械、電気ブルドーザ、バッテリー式油圧ショベル、有線式油圧ショベルが対象。 																														

■ 機器編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
3-17	対象機器	導入機器の製造年が2015年で、製造後は展示品としてのみ利用されていた場合（実質的には在庫）、補助金の利用はできるのか。或いは中古品とみなされ補助金の利用はできないのか（ディーラー及びユーザーは新品同等と評価）。	製品の現在の所有者が減価償却されていないことを証明できる証憑があれば、対象製品としてお取り扱い可。（対象製品として現在も対象となっている場合）
3-18	対象機器	ESGリースの対象製品検索画面にて下記の製品が「△」で表示。こちらは対象となるのか。ESGリースのHPのうち「オプション仕様等によりESGリース促進事業の補助対象適否が異なる製品のリスト」（以降「オプションリスト」と略す）を確認した所記載が見受けられなかった。 <物件> エアコン	ESGリース対象製品欄が「△」の条件は、ESGリースHPのオプションリストで確認可能です。但し、令和5年10月1日以降登録製品は、低炭素投資促進機構ホームページ内の対象機器検索のうち、製品別の詳細ページで原則確認可能となる予定です。この両方で記載がない場合は、当機構に確認のこと。
3-19	対象機器	カセット型エアコン2基と室外機の型式が表記されており、室外機はESGリース対象設備だが、カセット型エアコン2基は対象設備ではない。 ※室外機1基でエアコン2基を動かすような仕様になっている。 このような場合の売主からの見積もりの表記方法並びに申請書類の記入方法を教えてほしい。	業務用エアコンの場合は、室外機が本体、室外機とセットで使用する室内機は本体扱い。室外機と室内機の金額の合計値のみ記載されているが、それぞれ金額を分けること。
3-20	対象機器	ESG対象製品を導入する場合で、電源工事として「キュービクルブレイカー増設」は補助対象になるか。	キュービクルブレイカー増設は、既存のもの改造となるため、補助対象外となる。
3-21	対象機器 (工作機械)	高効率切削加工機・研削盤等の「油圧ユニットを有しない」の規定について、付属オプションの油圧ユニットは判断の対象となるのか。	工作機械の基準における「油圧ユニット」及び「油圧ユニットを有しない」については、下記のファイルを参照のこと。 https://esg-lease.or.jp/asset-data/2021/05/kousaku-yuatsu-202306.pdf
3-22	対象機器 (工作機械)	コンプレッサーは対象か。	コンプレッサーはESGの対象製品分類ではない
3-23	対象機器 (工作機械)	マシニングセンタのドリルは対象でよいか。	工作機械本体の取得金額が、同金額と付属品、工事費等の合計金額の50%以上場合、付属品として対象。
3-24	対象機器 (射出成形機)	射出成形機の基準適合確認資料としてカタログでもよいか。	適合要件の記載があれば、カタログの添付で結構です。
3-25	対象機器 (ボイラー)	ボイラーの配管部分は補助対象に含まれるのか？	ボイラ本体の取得金額が、同金額と付属品、工事費等の合計金額の50%以上場合、ボイラの配管部分は付属品として補助対象となる。
3-26	対象機器 (冷凍機)	冷凍機に付帯する「冷媒配管工事」「試運転調整作業」「電気工事」「諸経費」は、補助対象費用に含めて良いか。	ESG対象機器（冷凍機）の取得金額が、同金額と付属品、工事費等の合計金額の50%以上の場合、合計金額が補助対象となる。 上記条件を満たしていれば「冷媒配管工事」「試運転調整作業」「電気工事」「諸経費」は、いずれも補助対象となる。
3-27	対象機器 (冷凍機)	「冷媒用コンデンシングユニット」の場合の本体と付属品、対象外費用の考え方について。 【本体】 ・コンデンシングユニット（機構指定番号のあるもの） ・ユニットクーラー ・パネル、プレハブ、建屋 【付属品】 ・コントローラー（付属品）	プレハブ冷蔵庫の場合で、冷媒用コンデンシングユニットがESGリースの補助対象の場合、冷媒用コンデンシングユニット+ユニットクーラー（室内機相当）+プレハブの建屋部分の合計金額を、本体の金額とし、この合計金額が全体の50%以上であれば、全てが補助対象となる。 コントローラーは、導入製品に対し使用する製品であれば、付属品として補助対象となる。

■ 機器編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
3-28	対象機器 (空調設備)	空調機のセット型番がなく、室外機・室内機各型番で対象有無につき検索画面で確認。室外機はESGリース対象、室内機4台は該当無しとなった。 この場合、空調は室外機単独で機能しない事から室内機一式も対象機種とみなして良いのか。	ESGリースの対象製品（室外機）とセットで使用する室内機については、本体として扱ってよい（本体の取得金額に室内機も含めてよい）こととなっている。 詳しくは、以下ESGリースのHPの空調用設備の箇所の「※業務用エアコンディショナー及び高効率ガスエンジンヒートポンプの補助申請を行う場合の本体取得価額の考え方」のダウンロードファイルを参照のこと。 https://esg-lease.or.jp/target-equipments/
3-29	対象機器 (空調設備)	ESGリースの対象製品検索画面で室外機の型番を検索したところ、該当なしだが、室外機の内訳の型番を検索したところ、検索画面で対象となっている。この場合、申請は可能か。	室外機が、2機以上の室外機を組み合わせたもので、構成する室外機がESGリースの対象の場合には、その構成する室外機の型番での補助金申請は可能。但し、見積上で、構成する室外機の型番、数量を記載する必要がある。
3-30	対象機器 (空調設備)	補助金対象設備について、空調機器のように室内機と室外機を一体でリース契約を締結することが多々ある。その際、室内機は補助対象外設備、室外機は補助対象設備であった場合は、当然に室外機だけが補助金対象となるか。	業務用エアコン等の空調設備の場合、室外機が本体であり、ESGリース対象製品で登録されているのは、原則室外機のみ。 業務用エアコン、ガスエンジンヒートポンプについては、ESGリース対象の室外機と組み合わせて使用する室内機については、本体という扱いとなる。 以下、ESGリースのホームページ参照 https://esg-lease.or.jp/asset-data/2021/07/ac-hp-R5.pdf 本体（室外機＋室内機）の金額が、その他オプション、工事費等を含む合計金額の50%以上を占める場合、合計金額が補助対象となる。 Q & AのQ3-1参照。
3-31	対象機器 (空調設備)	省エネ法における業務用エアコンの分類であるアルファベット記号（aa～ap）について、メーカーによってはカタログに記載されていないケースがある。カタログ表記ない場合の対応（確認資料の添付の有無）を教えてください。	業務用エアコンの区分については、カタログ等の製品分類から類推することは可能ですが、類推したものと実際の区分が異なるケースが多数あります。 基本的に、資料がみあたらない場合には、メーカー、もしくはメーカー系ディーラーにご確認頂き、チェックシート備考欄に「メーカーに確認済み」と記載いただければ結構です。なお、以下のページの、「導入推奨機器検索」で型番を入力すると、該当製品の区分、冷房能力が検索可能です。 ここに記載されているAPFについては、APF（2015）の値で、ESGリース促進事業の基準値のAPF（2006）と異なる値なので、引用できませんので、ご注意事項です。 以下から検索した場合、チェックシートには、「東京都「中小企業者向け省エネ促進税制対象機器」一覧」と記載して下さい。 https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/eco_energy/
3-32	対象機器 (建設機械)	「低燃費型建設機械」は補助対象か。	当該製品は、ESGリースの対象外となります。 建設機械に係るESGリースの基準は、国土交通省の「低炭素建設機械」の認定を受けたものが対象となります。 国土交通省の「低炭素建設機械認定制度」と、「低燃費建設機械認定制度」（燃費基準達成建設機械認定制度）は、異なった制度です。
3-33	対象機器 (医療画像機器)	医療機器において、登録された製品名の語尾にアルファベットや数字が追加されている製品があるが、登録された製品と同一かどうか分からない。	・医療機器には必ず薬機承認番号があり、登録された「型式番号」に採用しています。対象可否について、対象製品の企業に不明な製品の薬機承認番号を確認することで対象可否が判明します。

■ 機器編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
3-34	対象機器 (医療画像機器)	その他、本体以外の付属品として補助対象とみなして良いものは？	医療画像機器本体の取得金額が、同金額と付属品、工事費等の合計金額の50%以上の場合、付属品として対象となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・画像診断装置に専ら接続する画像ワークステーション。 ・超音波画像診断装置の構成内容のプロープ、プリンタ。 ・臨床画像を記録する動画記録装置、静止画記録装置、プリンター。 ・医用内視鏡用スコープを洗浄する内視鏡洗浄機、オートクレーブ等。
3-35	対象機器 (医療画像機器)	医療機器見積書の費用記載について、「運送費用」、「設置、据付費用」の記載がほとんどない状況のため、これらは両方記載（サービスは含まない等）必要か。	記載が必要。記載できない場合は対象外。
3-36	対象機器 (医療画像機器)	機器の該当要件としての「スリープ機能」が搭載されているが、仕様書に記載がない。その場合、売主見積書での記載確認でよいか。	売主（メーカー作成の）見積書での記載確認で構わない。
3-37	対象機器 (電気自動車)	ESGリース補助金の対象可否お教えてほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車（EV） ・プラグインハイブリッド（PHV） 	ESGリース促進事業では、EVは補助対象、PHVは補助対象外となる。
3-38	対象機器 (電気自動車)	ナンバーを取得せずに、お客様の敷地内のみで使用する為、車検証が発行されない場合でも補助金の対象となるか？	ESGリース促進事業における電気自動車のうち原動機付自転車の基準は以下の通り。 搭載された電池（燃料電池を除く）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。）すなわち、標識を取得しているものに限るとあるので、標識未取得車は、対象外となる。

■ 交付申請編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
4-1	補助金申請全般	jGrantsの申請方法について教えてほしい。	補助金システム jGrants を使用するためには、gBizID の事前登録が必要。必要書類等を準備し、gBizID プライムを作成。（gBizIDの取得には、2～3週間かかる）。
4-2	補助金申請全般	「補助金振込先口座届出書」（様式第14）「責任者」の役職等（例：課長職以上）についての想定はあるのか。また、メールアドレスは「責任者」「担当者」双方の記載が必要なのか？	書類記載の内容に責任を担える方。メールアドレスは、同一であれば不要。
4-3	補助金申請全般	「補助金振込先口座届出書」下部の責任者・担当者欄に記載する名前・連絡先は、第一連絡先と合わせなければならないか。経理担当者の連絡先がいいのか。	経理担当者名で問題ない。
4-4	補助金申請全般	指定リース事業者の事務連絡先登録シートの第二連絡先・第三連絡先を登録したい場合はどのようにして登録すればよいのか。	追加登録は不可。
4-5	補助金申請全般	補助金の申請は、指定リース事業者の各営業所等の取引先担当者等が個々に申請しても良いか。取り纏めて本部等で一括して申請する必要があるか。	補助金申請に係る書類の手続きは、リース事業者の状況に応じて営業所等からの申請は可能。但し、問合せ等は、各指定リース事業者の本部窓口等一括して行う必要がある。
4-6	補助金申請全般	補助率2%の対象機器と4%の対象機器を一緒にしたリース契約での補助金申請は可能か。	リース契約は補助率が異なる機器毎に分けるものとし、各々分けて補助金申込を行うこと。
4-7	補助金申請全般	補助金を受領した際の消費税の取扱いについて。	補助金によるリース先のリース料低減の方法は、各リース先により異なる。各社それぞれ契約書への記載方法により処理方法も異なることから、各リース会社が処理方法に応じて税制については個別に確認すること。
4-8	補助金申請全般	補助金交付申請件数枠の有無。	同一リース先での交付申請件数の上限は、設定しない。
4-9	補助金申請全般	補助金の申請で使用するシステムはどのようなものか。	・申請書の提出、機構からの交付決定通知書等通知は、全てjGrants（全省庁共通の補助金申請プラットフォーム）経由で行う。 ・但し、jGrantsで提出する申請書類作成のため、jGrantsとは別途にESGリース専用の「jGrantsサポートシステム」を使用。
4-10	交付申請	補助金の計算過程で小数点以下が出た場合の取扱いについて。	小数点以下は切り捨てとなる。
4-11	交付申請	補助金交付申請を行った後、なんらかの事情により、総リース料若しくは補助金額に変更が生じた場合、どのように対応すればよいのか。	交付申請後、交付決定後においても、補助金額の変更は可能とする。その場合は、jGrantsサポートシステムで交付決定内容変更申請書を作成し、jGrants経由で変更申請を行うこと。但し、その変更理由が正当な理由でない場合又は合理的ではない場合は変更不可、若しくは取下げとなる。
4-12	交付申請	リース契約書の調印者が代表者でなく、例えば工場長となる場合、交付申請書はどのように入力したらよいのか？	交付申請書のリース先情報には登記上の本社住所及び代表者名を入力。リース契約書の記名捺印が入力内容と異なる場合は、会社案内やホームページ等その関係が分かる資料を添付のこと。
4-13	交付申請	リース先への補助金の還元方法は。	・一般的に3つのいずれかの方法 ①補助金をリース料の支払回数に応じて分割し、リース先に還元(支払リース料を減額) する方法 ②補助金を分割してリース先に還元する方法 ③補助金を一括してリース先に還元する方法 いずれも還元がリース先に不利（テールヘビー等）にならないようにすること。
4-14	交付申請	補助金を一括してリース先に還元する時期は、借受証交付後のどの位の時期が妥当か。	機構からの補助金交付後速やかに還元する。又は補助金交付の翌月末迄が妥当である。
4-15	交付申請	交付された補助金をリース先一括で支払う時の支払手数料の負担者について。	指定リース事業者とリース先のどちらが負担するかは任意。

■ 交付申請編

No.	項目	ご質問内容	ご回答												
4-20 (つづき)	交付申請	契約書に添付する補助金に係る特約（覚書）の例はあるか。	<p>②補助金を分割してリース先に還元する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 甲（リース先）及び乙（リース会社）は、本契約が、甲から乙へのESGリース促進事業補助金申込依頼に基づいて、乙が丙（一般社団法人環境金融支援機構）に交付申請を行います。 2. 甲及び乙は、交付を受けるESGリース促進事業補助金が、次のとおりであることを確認します。 補助金総額 〇〇〇,〇〇〇円 3. 乙は、前項補助金を次の通り分割して、甲に支払います。 <table border="1" data-bbox="1270 451 2166 584"> <tr> <td>支払月及び支払回</td> <td>環境金融支援機構から補助金を受領した翌月を初回とする</td> </tr> <tr> <td>支払日</td> <td>〇日</td> </tr> <tr> <td>支払方法</td> <td>指定口座に振込支払い</td> </tr> <tr> <td>分割支払額</td> <td></td> </tr> </table> <p>4. 甲は、補助金対象の機器が実施要領の定める対象機器の基準に適合しない、もしくは補助金の目的外利用や本リース契約の途中解約、その他乙の責に帰さない事由により、丙が補助金交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る交付済の補助金の返還を乙に対して命じた場合には、返還金等の全額を負担するものとし、乙の請求があり次第これを乙に一括で支払います。</p> <p>③補助金を一括してリース先に還元する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 甲（リース先）及び乙（リース会社）は、本契約が、甲から乙へのESGリース促進事業補助金申込依頼に基づいて、乙が丙（一般社団法人環境金融支援機構）に交付申請を行います。 2. 甲及び乙は、交付を受けるESGリース促進事業補助金が、次のとおりであることを確認します。 補助金総額 〇〇〇,〇〇〇円 3. 乙は、前項補助金を次の通り甲に支払います。 <table border="1" data-bbox="1270 970 1973 1046"> <tr> <td>支払日</td> <td>環境金融支援機構から補助金を受領した翌月末日</td> </tr> <tr> <td>支払方法</td> <td>甲指定口座に振込支払い</td> </tr> </table> <p>4. 甲は、補助金対象の機器が実施要領の定める対象機器の基準に適合しない、もしくは補助金の目的外利用や本リース契約の途中解約、その他乙の責に帰さない事由により、丙が補助金交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る交付済の補助金の返還を乙に対して命じた場合には、返還金等の全額を負担するものとし、乙の請求があり次第これを乙に一括で支払います。</p>	支払月及び支払回	環境金融支援機構から補助金を受領した翌月を初回とする	支払日	〇日	支払方法	指定口座に振込支払い	分割支払額		支払日	環境金融支援機構から補助金を受領した翌月末日	支払方法	甲指定口座に振込支払い
支払月及び支払回	環境金融支援機構から補助金を受領した翌月を初回とする														
支払日	〇日														
支払方法	指定口座に振込支払い														
分割支払額															
支払日	環境金融支援機構から補助金を受領した翌月末日														
支払方法	甲指定口座に振込支払い														
4-21	交付申請	契約書に添付する補助金等に係る特約（覚書）について。	契約書とは別途特約（覚書）を締結する場合は、特約(覚書)へのリース契約番号の記載は必須とする。												
4-22	交付申請	契約書は、どこ部分の写しを提出するのか。	全ページ（条項部分、補助金等に係る特約（覚書）部分も）の写しを提出すること。												

■ 交付申請編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
4-23	交付申請	見積書に記載が必要な項目は何か。	<p>記載が必要な項目は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入先（見積書に納入先名がない場合には、注文請書の提出が必須） ・見積日 ・販売会社名 ・対象機器の本体の①型番、②メーカー名、③数量、④金額 ・対象機器の本体以外の付属品・オプションの①型番、②メーカー名、③数量、④金額 ・対象機器の設置費用（運賃・据付費） ・仕様の明細（工作機械等で●●仕様と記載する場合） <p>※導入するのが本体のみで付属品等を含まない場合には、「付属品等を含まない」旨を記載すること。 ※見積書中に設置費用を含まない場合には「設置費用は含まない」旨を記載すること。設置費用がサービスの場合には「設置費用がサービス」である旨を記載すること。 ※見積書における売主の社判（電子印可）は必須とするが、売主責任者（担当者）の印（電子印可）のみでも可とする。</p>
4-24	交付申請	見積書のうち、一部をリース契約とする場合について。	リース契約分の注文請書を提出又は、提出する見積書にその対象部分がわかるよう追記等行うこと。
4-25	交付申請	見積書が複数ある場合について。	本体以外の見積書には、本体に使用するものであることがわかる記載が必要（例：○○（メーカー名）の△△（型番）用）
4-26	交付申請	機器別取得価格、リース総額の計算根拠資料の写しは、どの様な場合に提出する必要があるか。	補助対象外の費用の有無に関わらず、補助対象機器が複数台あり、かつ交付申請書の対象機器欄に複数行入力する場合には、提出する必要がある。
4-27	交付申請	基準適合チェックシートのリース申込者の情報のうち、部署・氏名には代表者役職・代表者名を記載する必要があるか。	代表者役職・代表者名ではなくても、導入先事業所の所属長名、担当部署長名等でも構わない。
4-28	交付申請	基準適合チェックシートの「確認の際に使用した資料」の欄には資料の名前だけで良いか。	資料の名前と共に、確認の際に使用した資料の記載箇所の表示（ページの記載、付箋・マーカーでの表示等）をお願いしたい。
4-29	交付申請	基準適合チェックシートの記入に際し、機器が複数あり同じ機構指定番号で同一シリーズながら異なる型番があるときはどうしたらよいか。	交付申請に入力した対象製品行別に自動でチェックシートが作成されます。ただし、複数の機器全てについて、ESGリースの適合要件が同一の場合には、自動出力されたチェックシートを書き換えて、必要枚数に絞って構わない。
4-30	交付申請	基準適合確認資料として仕様書を提出する場合について。	仕様書には、必ず宛先の記載が必要。（宛先の記載がないと、本件にあてたものと判断できないため）
4-31	交付申請	医療法人で、出資金、基金等ある場合、どのように申請したら良いか。	利用申込書に病床数および出資金等を記載すること。

■ 交付申請編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
4-32	実績報告	実績報告書の提出が、借受証の発行日より90日を超過して行われた場合の取り扱いについて。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定を受けていても、実績報告を期限内（借受日から90日以内）に行っていない場合、補助金は交付されない。 ・借受日、実績報告日それぞれの日付と期日管理には十分に注意のこと。
4-33	交付後の変更報告	リース期間中にリース契約内容の変更が生じた場合の対応について。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となるリース契約の契約内容変更をする場合は、機構まで速やかにリース契約変更届を提出すること。 ・変更により補助対象リース契約の条件を満たさなくなる場合には、補助金の返還義務が生じることがある。
4-34	交付後の変更報告	合意解約時のリース契約変更届の提出は、指定リース事業者の社内手続きが完了してからの提出で問題ないか。	解約後速やかに提出があれば問題ない。
4-35	補助金返還事由	どのような場合に補助金の返還が求められるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかの事由が発生した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取消す場合がある。 【指定リース事業者に係る事由】 ① 指定リース事業者が、法令、交付規程又は法令もしくは交付規程に基づく機構の処分又は指示に違反した場合 ② 指定リース事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合 ③ 指定リース事業者が、事業に関して不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合 【リース先に係る事由】 ④ 交付決定を受けたリース契約が、「補助金申請の手引」の2.（3）の補助対象となるリース契約の要件を満たさなくなった場合 ⑤ その他、交付の決定後に生じた事情の変化により、間接補助金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合 ・なお、上記事由発生時の事情に応じ全部返還もしくは一部返還を必要とするかについて判断される。
4-36	補助金返還事由	どのような場合に一部返還があり得るのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金適正化法に基づき、交付された補助金の全部または一部の返還請求が行われる場合がある。 ・例えば、中途解約が発生する等リースの未経過期間部分についてのみ目的を達成できていないものと判断された場合には、当該期間に相当する補助金返還義務が生じうる。

■ 交付申請編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
4-37	補助金返還事由	補助金返還の際の返還額は、補助金返還命令書を受理するまで確認できないか。 返還事由に該当する事象発生時に、事前に返還金額を書面などで確認することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・合意解約等で事前に補助金返還額を確認したい際には、機構まで問い合わせること。解約予定日に応じた補助金返還予定額を事前に回答することは可能。 ・なお、正式な補助金返還金額は当機構がリース契約変更届を受理後、補助金交付決定取消の通知、返還命令時に確定する。
4-38	補助金返還事由	補助金返還義務の期間には再リース期間も含まれるのか。	再リース期間は含まない。補助金返還義務があるのは当初リース期間のみ。
4-39	その他 交付事務	事業についての特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と区分するとは具体的にどうのことか。	将来会計検査等に当たり、補助金の経理について明示的に説明が行えるよう他の経理と区別できる状態にあること。
4-40	その他 交付事務	ESGリース対象案件について、先端設備等に係る固定資産税の特例措置による固定資産税の軽減を受けることは可能か。	<p>固定資産税の軽減措置を受けることは可能。以下の手続きを行うこと。</p> <p>①補助金交付申請前の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース料から固定資産税の軽減分を差し引いた内容で交付申請を行う。 <p>②補助金交付決定後の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース料から固定資産税の軽減分を差し引いた内容が分かるように交付決定内容変更申請を行う。 <p>③補助金の額の確定通知後（補助金交付前）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約変更届の提出。機構は変更後の金額で再確定を行う。 <p>④補助金の額の確定通知後（補助金交付後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約変更届の提出。機構は変更後の金額で再確定を行う。 ・機構が返還命令書を発行するので、同金額を機構に返還する。 <p>・申請に関しては、追加資料として、公益社団法人リース事業協会発行の固定資産税軽減計算書を添付の事。</p>
4-41	交付申請	医療機器の利用申込書や基準適合チェックシートにおける「ESGリース促進事業の基準において該当する製品品目」や「機器カテゴリー」が分かりにくい。	「ESGリース促進事業の基準において該当する製品品目」欄、「機器カテゴリー」欄には、それぞれESGリース対象製品リストの「告示品名」、「機器カテゴリー」を記載する。

■ 交付申請編

No.	項目	ご質問内容	ご回答
4-42	交付申請	医療機器の該当要件で「本体並びに構成ユニットで上記以外の省エネ技術を有する」の確認資料はどのようなものがあるのか。	メーカーが作成するカタログ若しくは仕様書が確認資料となる。但し、カタログ若しくは仕様書に記載がない場合には、メーカーが作成する性能証明（リース先、製品名、薬機承認番号、どの該当要件に合致する事の記載）に当該製品のどのような省エネ技術かを箇条書きに記載したもの。また、性能証明と同様等の資料としては、メーカー作成の見積書内に当該製品の該当要件がきさいされたものも確認資料となり得る。
4-43	交付申請	交付申請書のリース先名称について 契約書はゴム印で「医療法人〇〇会」までとなっており、屋号（〇〇クリニック）の記載がない。この場合、交付申請書のリース先名に屋号を明記した方がよいかどうか。	交付申請書における法人名はリース契約者名と同一であること。なお、関連する証票等についての名称もリース契約者名と同一であること。
4-44	誓約書	誓約書の【指定リース会社記載欄】の責任者/担当者：氏名は、実務の責任者/担当者なのか。もしくは登録時に提出してある責任者/担当者なのか。	提出された誓約書の記載内容に責任を担える方を記載。
4-45	見積書	見積書の日付について、契約日より前であればどのくらいの期間までよいか。	原則、6ヶ月までとする。それ以外の場合は、機構に相談のこと。

■その他

No.	項目	ご質問内容	ご回答
5-1	その他	指定リース事業者以外が、ESGリース促進事業に関する説明を行っても問題はないか。（例：メーカー、販売会社等） ※販売会社と機器導入先との代金の決済方法の交渉の中で、リースを利用するかの話になることがあるため。	・機器導入に際して、メーカー、販売会社等から導入者に本事業について紹介を行うことは問題ないが、仮に誤った説明を行った際の責任については説明者にある。 ・なお、本事業の概要については、専用ホームページにて確認のこと。 （注）本事業による補助金の申請は指定リース事業者のみ行うことができる。また、利用に当たっては、指定リース事業者による所定の審査が必要である。
5-2	その他	販促用のパンフレットやチラシはあるか。	本事業の専用ホームページの「資料・申請書類」でパンフレット及びチラシのダウンロードは可能。
5-3	その他	指定リース事業者の事情の変更について、代表者の変更は事情変更届出書の届出事由に該当するか。	届出事由に該当する。
5-4	その他	「2. ESG経営の取組の積極性」における「リースアップ後の適正処理を実施・検証している場合」の検証とは具体的にどのような行動・作業のことを指すのか。	これは、廃棄したはずのリースアップ品が流用されていたり、データ消去を行ったと処理したものが漏れていた、等の問題が生じた事例を踏まえ、企業として、リースアップされたリース物件が、問題なく処理された事を確認する部署・業務等の有無。
5-5	その他	「3. コンプライアンス等」における「コンプライアンスに係る専門部署を設置しているか」について、総務部に「法令等遵守に係わる方針の立案に関する事項」ならびに「法令等の遵守の統轄に関する事項」の業務分掌を行うことで兼務させている。この場合は、コンプライアンスに係る専門部署を設置していることになるか。	・業務分担当がわかる資料を提出のこと。 ・親会社の方針で親会社等が一元管理している場合も、その体制がわかる資料を提出のこと。
5-6	その他	ESGの部署が親会社にある場合はどうなるのか。	原則、リース会社内での設置となる。但し、親会社の方針で親会社等が一元管理している場合は、その体制がわかる資料を提出のこと。環境省の審査委員会でその内容を審議し判断を行う。
5-7	その他	グループ会社が親会社の方針を準用している場合、グループ会社の証憑は親会社の証憑写しを提出することで、項目に該当するものとして認められるのか。	親会社の方針と同じであればその旨を親会社の方針のわかる資料に追記し提出のこと。準ずる場合は、親会社と異なる部分の内容も資料として提出のこと。
5-8	その他	押印が必要である提出書類を教えてください。	押印が必要な書類は、契約書、借受証、利用申込書。
5-9	その他	年度途中に指定リース会社の採択はあるのか。	採択は年一回のみである。

■その他

No.	項目	ご質問内容	ご回答
5-10	その他	指定リース会社の年度途中での加点の見直しはあるのか。	見直しはない。指定リース会社採択時（1回/年）に決定するのみである。
5-11	その他	担当者等の連絡先記入欄において、「責任者」は具体的にどのような者を想定しているのか。（会社の代表者である代表取締役を記載するのか、担当者する所属長でもよいのか）	担当者する所属長でも可。提出書類等でその内容に対し、責任を担える方を記載のこと。
5-12	その他	現在事項全部証明書は、履歴事項全部証明書でもよいのか、またはコピーの提出のみでよいのか。	どちらでも可。
5-13	その他	「補助金支払明細書」は、どのように発行されるのか。	補助金支給確定額のある指定リース事業者に対してのみ、第一連絡先にメールにて「補助金支払明細書」を送付。
5-14	その他	「CEV」補助金との違いを教えてください。	主な相違点は事業用車両の取り扱いで、制度面では車両代金完了前での申請が可能である等である。
5-15	その他	指定リース事業者の代表者が変更となった際の「指定リース事業者に係る事情変更届出書」についてお教えほしい。 ・名称欄の押印 ・提出方法（メールまたは郵送） ・添付書類は謄本の写しでいいのか	・名称欄の押印は不要。 ・提出方法（メールまたは郵送） 以下のアドレスにメールで提出。 kankyo-kinyu@ossf.or.jp ・添付書類は謄本の写しでも可。
5-16	その他	「エコリース促進事業」「ESGリース促進事業」の過去の解約等の対応を教えてください。	申請当時の執行団体で対応を行っている。 1.【平成23年度～平成31年度のエコリース促進事業の案件】は、「一般社団法人ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会(以下、JAESCO)」が対応、手続きを行う。 https://www.ossf.or.jp/eco-lease/ 2.【令和2年度エコリース促進事業の案件】～【令和4年度ESGリース促進事業の案件】は、当機構が対応、手続きを行う。
5-17	その他	補助金予算オーバー時の告示方法は。	本事業のホームページに補助金残高の進捗状況（交付申請書受領ベース）について、毎週月曜日に更新しているのでご確認願いたい。
5-18	その他	ESGリース促進事業の申請に際し、注意点は。	利用申込書記載内容、Q&A編並びに補助金申請の手引き等を確認の上、申請のこと。
5-19	その他	交付申請の申請期限はいつなのか。	実績報告書の提出期限から起算して、14営業日前までをお願いしたい。 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業）交付規程（補助金の交付申請）第7条「申請者は、脱炭素機器についてリース先とリース契約を締結したのち、遅滞無く様式第1により、jGrants 経由で補助金交付申請書及び次の各号に掲げる書面を機構に提出しなければならない。」 と明記されており、交付決定の通知を受けないことには報告期限が設けられている実績報告を提出できないことから、リース契約締結後速やかに、当機構に交付申請をすること。

令和5年度 ESGリーズ促進事業「補助対象先医療機関一覧」

1. 医療機関について（分類別）

分類	具体的な主体（主なもの）	例	ESGリーズ 対象可否		
国	厚生労働省	国立ハンセン病療養所	対象外		
	独立行政法人国立病院機構	国立病院	対象外		
	国立大学法人	国立大学医学部附属病院	対象外		
	独立行政法人労働者健康安全機構	労災病院	対象外		
	国立高度専門医療研究センター	国立がん研究センター中央病院	対象外		
	独立行政法人地域医療機能推進機構	JCHO（地域医療機能推進機構）病院	対象外		
	防衛省	防衛医大病院	対象外		
	法務省	医療刑務所、医療少年院	対象外		
	宮内庁	宮内庁病院	対象外		
公的医療機関	都道府県	都道府県立病院	対象外		
	市町村	市町村立病院	対象外		
	地方独立行政法人	公立大学医学部附属病院	対象外		
	日本赤十字社	赤十字病院	対象外		
	社会福祉法人恩賜財団済生会	済生会病院	対象外		
	社会福祉法人北海道社会事業協会	協会病院	対象外		
	厚生（医療）農業協同組合連合会	厚生病院	対象外		
	国民健康保険団体連合会	国民健康保険団体連合会病院	対象外		
	社会保険関係 団体	健康保険組合及びその連合会	健保連大阪中央病院	対象外	
共済組合及びその連合会		KKR（国家公務員共済組合連合会）病院	対象外		
国民健康保険組合		総合病院厚生中央病院	対象外		
全国社会保険協会連合会		社会保険病院	対象外		
厚生年金事業振興団		厚生年金病院	対象外		
船員保険会		船員保険病院	対象外		
医療法人	医療法人	（多数あり）	—		
	社団医療法人	持分あり	病床数 499床以下	病床数 500床以上	
			出資持分あり医療法人（平成19年以前に設立した法人）	対象	対象外
			出資額限度法人	対象	対象外
		持分なし	病床数 499床以下	病床数 500床以上	
			出資持分なし医療法人	対象	対象外
			基金制度採用医療法人（基金拠出型医療法人）	対象	対象外
	特定医療法人		対象外	対象外	
	財団医療法人	一般の財団医療法人	対象外	対象外	
		特定医療法人	対象外	対象外	
		社会医療法人	対象外	対象外	
特別医療法人		対象外	対象外		
社会福祉法人		対象外	対象外		
その他の法人	公益法人	（多数あり）	対象外		
	学校法人	私立大学医学部附属病院	対象外		
	社会福祉法人	（多数あり）	対象外		
	会社 ^{※1}	通信病院、JR病院、NTT病院	対象外		
	その他の法人（宗教法人等）	（多数あり）	対象外		
個人	個人	（多数あり）	病床数 499床以下 対象	病床数 500床以上 対象外	

※1；会社が開設する医療施設は、1948年の医療法施行以前に存在していたもの、医療法施行後の数年間に開設された例外的なもの、旧三公社五現業（日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本専売公社、郵政、国有林野、印刷、造幣、アルコール専売）が特殊会社化された際に誕生したものの、に限られている。

2. 医療機関について（例示別）

ESGリース 対象可否	例示
補助対象	療養型病床群を有している病院を含む、一般病院 ^{※2} （20床～499床）のみの法人の医療機関に導入する機器
補助対象	療養型病床群を有している病院を含む、一般病院 ^{※2} を有する法人（1法人グループ全体の合計病床数が499床以下）で、健診センターや介護老人保健施設、介護施設（介護医療院、グループホームなど）に導入する機器
補助対象外	特定機能病院、精神病院、結核療養所、老人病院に導入する機器
補助対象	クリニック（0～19床）のみの法人の医療機関に導入する機器
補助対象	クリニック（0～19床）を有する法人で、介護老人保健施設や介護施設（介護医療院、グループホームなど）に導入する機器
補助対象	介護老人保健施設のみの法人に導入する機器

※2；一般病院とは、特定機能病院、精神病院、結核療養所、療養型病床群を有する病院、老人病院以外の病院。